

「指定短期入所生活介護」及び「指定介護予防短期入所生活介護」

特別養護老人ホーム 中通アネックス

重要事項説明書

<令和8年4月1日現在>

当施設は介護保険の指定を受けています。
(秋田市指定第0570122812号)

当施設はご入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。契約を締結する前に知っておいて頂きたい施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。わかりにくい事があれば遠慮なくご質問ください。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 施設の概要
3. 職員の配置状況
4. 施設サービス計画について
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について
7. サービス提供における事業者の義務
8. サービスの利用に関する留意事項
9. 損害賠償について
10. サービス利用をやめる場合
 11. 緊急時・事故発生時の対応
 12. 身元保証人
 13. 安全対策

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 北杜
- (2) 法人所在地 秋田県秋田市下新城中野字街道端西11番地1
- (3) 電話番号 018-873-7801
- (4) 代表者氏名 理事長 碓屋 誠一
- (5) 設立年月 平成9年8月8日

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定ユニット型地域密着型介護老人福祉施設（空床利用型）
第0570122812号

(2) 施設の目的

ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、介護保険法令に従い、ご利用者一人一人の意志及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいてご利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、ご利用者の心身の機能の維持、並びにご利用者のご家族様の身体的及び精神的負担の軽減を計ることを目的とする。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム中通アネックス
- (4) 施設の所在地 秋田県秋田市中通5丁目8-15
- (5) 電話番号 018-853-1090
- (6) 管理者 佐々木 将樹
- (7) 建物の構造 鉄骨造耐火構造、一部4階建て陸屋根
- (8) 建物の延べ床面積 2,270.12㎡
- (9) 併設された事業所 特別養護老人ホーム中通アネックス
- (10) 当施設の運営方針

- ・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者がその有する能力に応じ自律した日常生活を営むことが出来るよう入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、ご家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図ることが出来るように努めるものとする。

- (11) 開設年月 平成26年6月15日
- (12) 営業日及び営業時間
営業日 : 年中無休 ・ 相談受付時間 : 10:00~15:30
- (13) 利用定員 29人（空床利用型）
- (14) サービスの利用

要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となりますが、以下の方
はご遠慮願います。

- ①入院加療を要する病態である方。

②伝染性疾患を有し、他の利用者に伝染させるおそれがある方。

(15) 居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	29室	各ベッドサイドにナースコール設置
合計	29室	
食堂	3室	各ユニット1ヶ所
機能訓練室	3室	各ユニット食堂兼用
浴室	4室	居室階各1ヶ所及び特別浴室1ヶ所
トイレ	29室	各ユニット内居室にトイレ設置
医務室	1室	
静養室	1室	
相談室	2室	

☆居室の変更：ご入居者から居室やユニットの変更希望の申し出があった場合は、居室、ユニットの空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご入居者の心身の状況により居室やユニットを変更する場合があります。その際には、ご入居者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆その他：各ベッドサイドの他にご入居者用トイレ及び浴室にナースコールを設置しております。また、全館に冷暖房設備及びスプリンクラーを設置しております。

☆居室には、チェストを備え付けていますので、私物の整理・保管にご利用下さい。

又、ご自宅で使用していた家具やTV等もある程度持参頂く事が出来ます。

3. 職員の配置状況

当施設では、ご入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長	1名（常勤兼務）	1名
2. 生活相談員	1名（常勤兼務）	1名
3. 介護支援専門員	1名（常勤兼務）	1名
4. 介護職員	11名（常勤）	10名
5. 看護職員	2名（常勤）	1名
6. 機能訓練指導員	1名（常勤兼務）	1名
7. 医師	1名（非常勤1名）	1名
8. 事務員	1名（常勤兼務）	—
9. 管理栄養士	1名（常勤兼務）	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週木曜日 15:00～17:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 7:00～16:00 3名 日勤 10:00～19:00 遅番 13:00～22:00 3名 夜勤 22:00～7:00 2名 *夜勤帯は、原則として利用者 29 名を職員 2 名でお世話します。
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 7:00～16:00 日勤 8:00～17:00 *夜間は交代で連絡が取れる体制をとり、緊急時に備えます。
4. 機能訓練指導員	日勤 8:30～17:30
5. 生活相談員	日勤 8:30～17:30
6. 事務員	日勤 8:30～17:30
7. 管理栄養士	日勤 8:30～17:30

☆土日は上記と異なります。

〈配置職員の職種〉

- 介護職員**… ご入居者の日常生活上の介護、介助を行います。
3名のご入居者に対して1名の介護職員（看護職員含む）を配置しています。
- 看護職員**… 主にご入居者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
- 生活相談員**… ご入居者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 機能訓練指導員**… ご入居者の状況に合わせた短期入所生活介護計画に基づき生活訓練を行います。
- 管理栄養士**… ご入居者の献立の作成、栄養指導等の食事管理を行います。
- 医師**… ご入居者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師（非常勤）を配置しています。
- 介護支援専門員**… ご入居者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
生活相談員が兼ねる場合もあります。

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご入居者に対して以下のサービスを提供します。

- ①利用料金が介護保険から給付される場合
- ②利用料金の全額を利用者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、食費、居住費を除き、通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご入居者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご入居者の自立支援のため離床して共同生活室（リビング）にて食事をとっていただくことを原則としています。体調による都合や、ご希望があれば居室での食事も可能です。

（食事時間）

ご入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事の提供をいたしますので、特に定めはございません。

②入浴

- ・プライバシーを厳守します。入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・必要な方には更衣の介助を行います。

③排泄

- ・プライバシーを厳守します。排泄の自立を促すため、ご入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④健康管理

- ・医師（非常勤）や看護職員が日常の健康管理を行います。

⑤口腔ケア

- ・食事の後には、口の中の清潔の保持や肺炎防止のため、歯みがき、うがい、入れ歯の手入れ、舌苔（舌の表面にある白いもの）の除去を行います。ご入居者の身体状況により歯みがき等が難しい場合には、ガーゼを湿らせて口の中をきれいにします。

⑤機能訓練

- ・生活リハビリの考え方により、日常生活の中での動作を大切にし、身体機能の回復またはその減退の防止に努めます。

⑥レクリエーション

- ・介護職員等により、楽しみを持てる活動を行います。

⑦送迎サービス

- ・入退所時の基本送迎地域は秋田市とし、希望により、ご自宅と施設間の送迎を行います。また、入退所時の送迎がご自宅以外の場合は、無料にて送迎を行います。なお、病院受診の送迎については、ご希望の一週間前までにご相談いただければ秋田市内の病院に限り無料で行います。院内の付き添いは対応しておりません。車輛の運行状況により希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

〈秋田市内の介護タクシー〉

社 名	電 話 番 号
キングタクシー(株) 訪問介護事業所	018-864-7712
キングタクシー(株) 泉大橋営業所	018-864-5859
国際タクシー(株)	018-833-5931
あさひ自動車(株) あさひタクシー	018-831-0015
(有)千秋ケアサービス まごころタクシー	018-833-0556
介護福祉タクシー ゆうゆうサポート(株)	018-880-6776

⑧その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に努めます。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう努めます。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

次の料金表によって、ご入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

特別養護老人ホーム中通アネックス短期入所生活介護
負担限度額認定区分別料金表

事業所番号:0570122812

令和6年8月1日から

第1段階	介護保険 1割負担	算定加算 合 計	介護職員処遇改善加算 (14%上乘せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要支援1	529	22	628	300	880	1,180	35,400
要支援2	656		773			1,180	35,400
要介護1	704	44	853			1,180	35,400
要介護2	772		930			1,180	35,400
要介護3	847		1016			1,180	35,400
要介護4	918		1097			1,180	35,400
要介護5	987		1175			1,180	35,400

第2段階	介護保険 1割負担	算定加算 合 計	介護職員処遇改善加算 (14%上乘せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要支援1	529	22	628	600	880	2,108	63,244
要支援2	656		773			2,253	67,588
要介護1	704	44	853			2,333	69,982
要介護2	772		930			2,410	72,307

要介護 3	847		1016			2,496	74,872
要介護 4	918		1097			2,577	77,300
要介護 5	987		1175			2,655	79,660

第 3①段階	介護保険 1割負担	算定加算 合計	介護職員処遇改善加算 (14%上乘せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要支援 1	529	22	628	1,000	1,370	2,998	89,944
要支援 2	656		773			3,143	94,288
要介護 1	704	44	853			3,223	96,682
要介護 2	772		930			3,300	99,007
要介護 3	847		1016			3,386	101,572
要介護 4	918		1097			3,467	104,000
要介護 5	987		1175			3,545	106,360

第 3②段階	介護保険 1割負担	算定加算 合計	介護職員処遇改善加算 (14%上乘せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要支援 1	529	22	628	1,300	1,370	3,298	98,944
要支援 2	656		773			3,443	103,288
要介護 1	704	44	853			3,523	105,682
要介護 2	772		930			3,600	108,007
要介護 3	847		1016			3,686	110,572
要介護 4	918		1097			3,767	113,000
要介護 5	987		1175			3,845	115,360

*料金改定があれば、随時料金表を改定させていただきます。

算定加算

1. 体制加算

- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） : 22 単位
- ・夜勤職員配置加算（Ⅱ） : 18 単位
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） : 14.00%
- ・看護体制加算（Ⅰ） : 4 単位
- ・看護体制加算（Ⅱ） : 8 単位

・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）： 10 単位

2. 実施加算

・短期入所生活介護送迎加算： 184 単位

利用者負担段階	主な対象者		預貯金額(夫婦の場合)
第1段階	生活保護受給者		要件なし
	世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ)全員が市町村民税非課税である老年福祉年金受給者		1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額+合計所得金額が80万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階①		年金収入金額+合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階②		年金収入金額+合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下
第4段階	世帯に課税者がいる者、市町村民税課税者		

○負担割合1割

令和6年8月1日から

第4段階	介護保険1割負担	算定加算合計	介護職員処遇改善加算(14%上乗せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要支援1	529	22	628	1,600	2,066	4,294	128,824
要支援2	656		773			4,439	133,168
要介護1	704	44	853			4,519	135,562
要介護2	772		930			4,596	137,887
要介護3	847		1016			4,682	140,452
要介護4	918		1097			4,763	142,880
要介護5	987		1175			4,841	145,240

○負担割合2割

第4段階	介護保険2割負担	算定加算合計	介護職員処遇改善加算(14%上乗せ)	食費	居住費	日額合計	30日合計
要支援1	1058	44	1256	1,600	2,066	4,922	147,668
要支援2	1312		1546			5,212	156,355

要介護 1	1408	88	1705			5,371	161,143
要介護 2	1544		1860			5,526	165,794
要介護 3	1694		2031			5,697	170,924
要介護 4	1836		2193			5,859	175,781
要介護 5	1974		2351			6,017	180,500

○負担割合 3割

第 4 段階	介護保険 3割負担	算定加算 合 計	介護職 員処遇 改善加 算 (14% 上乘せ)	食費	居住費	日額合計	30日合 計
要支援 1	1587	66	1884	1,600	2,066	5,550	166,512
要支援 2	1968		2319			5,985	179,544
要介護 1	2112	132	2558			6,224	186,726
要介護 2	2316		2791			6,457	193,701
要介護 3	2541		3047			6,713	201,396
要介護 4	2754		3290			6,956	208,680
要介護 5	2961		3526			7,192	215,760

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。
（注：ただし、短期入所への振り替え制度を実施している市町村においては、支給限度額の範囲内であれば償還払いとなる旨明記）

☆利用者に提供する食事の材料にかかる費用は別途いただきます。（下記（1）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(1) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご入居者の負担となります。（負担限度額認定済証の提示のあった方の食費と居住費は除く）

<サービスの概要と利用料金>

①食事の提供

利用者に提供する食事にかかる費用です。

料金：朝食 420円、昼食 630円（おやつ込）、夕食 550円

1日あたり1,600円(食材料費を含む)

②理髪・美容

出張サービスの理容・美容業者を紹介いたします。

料金：業者の料金表による。(実費)

③洗濯

普段着、パジャマ、下着類等については、施設内の洗濯機で洗濯又は、当施設契約のクリーニング業者が洗濯致しますのでご利用料金はかかりません。上記以外の物、ドライクリーニングやコート、タオルケットなどは別途実費料金がかかります。

④テレビ

各階食堂にテレビを設置しております。居室でご覧になりたい場合は、ご家庭からの持ち込みも可能です。必要な方はご相談ください。

⑤レクリエーション・クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーション・クラブ活動に参加していただくことができます。

料金：材料代等(実費)

⑥複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき：10円

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、個人使用分の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

(おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありませんが、施設指定以外のおむつ代に関しては、実費となります。)

⑧インフルエンザ予防接種

感染予防のため、インフルエンザ予防接種を予防接種が可能となる時期にかかりつけの病院で施行して頂く事となります。

料金：実費

⑨その他

上記料金にないものについては、その都度協議させていただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、契約時にご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)に係る料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額を以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

② 事務窓口での現金支払

② 指定口座への振込

	支店名	口座名	種別	口座番号
北都銀行	秋田北支店	特別養護老人ホーム中通 アネックス 施設長 佐々木将樹	普通	8100664

③金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：秋田銀行、北都銀行

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- 利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員

○受付時間 9：00～15：00

(2) 第三者委員 大淵輝雄、石井順子、木村里美

秋田県福祉サービス第三者評価の実施 なし

その他機関による第三者評価の実施 なし

苦情受付ボックスを1階事務カウンターに設置

(3) 行政機関その他苦情受付機関

機 関 名	電 話 番 号
秋田市介護保険課	018-888-5672
秋田県国民健康保険連合会	018-883-1550
秋田県社会福祉協議会	018-864-2711

6. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。

7. サービス提供における事業者の義務

当施設では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ④施設は、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
また、施設において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
- ⑤利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、利用者へ緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。
なお、当施設では、業務の効率化とサービス品質の向上を目的として、利用者の個人情報（支援記録等）を、法人が安全性を確認した生成 AI ツール（Google Workspace の Gemini 等）で取り扱う場合があります。AI の利用は、法人のガイドラインに則り、出力内容は必ず従業員が確認・修正し、当施設が一切の責任を負います。詳細については利用契約書第 8 条に定めており、本サービスの契約をもって、この取り扱いにご同意いただいたものとしします。

8. サービスの利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 来訪・面会

○来訪者は、事務カウンターに備え付けの面会カードに必ず記載して下さい。

・面会時間 9：00～19：00

（ただし、土曜日・日曜日・祝日・年末・年始は9：00～18：00とします。）

・面会に当たってはそれぞれに体調チェック*1 を行っていただきます。また、来所された際には、施設受

付において体温を測定して頂き、面会カードへの記入をお願いします。

- ・また、かぜ症状などない場合でも、37℃以上の熱がある場合はご面会いただけません。
- ・また、症状がない場合でも、感染症予防のためマスクの着用をお願いいたします。
- ・*1 体調チェック：味覚、嗅覚の異常、のどの痛み、咳、鼻水、熱、だるさ など

○飲食物を持ち込む場合は、必ず職員に相談してください。又、必要と判断される場合には、職員がお預かりする場合がございます。

○来客駐車場は、台数に限りがございますので、基本的に近隣の有料駐車場をご使用下さい。

(2) 外出・外泊

○家族同伴に限り許可いたしますので、外出・外泊届を提出して下さい。ただし、外泊につきましては一旦、退所扱いとなり、ご利用希望があれば再入所となります。

(3) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の従業員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○当施設の従業員や他の利用者に対し、その尊厳を傷つけ、または安全を脅かす以下の言動を行うことは固くお断りします。これらの言動は、利用者本人に限らず、ご家族、身元保証人、その他来訪者等によるものも含まれます。

- ・身体的な攻撃、暴力、威圧的な言動、脅迫
- ・人格を否定する、または尊厳を傷つけるような暴言（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントに該当する言動を含む）
- ・従業員や他の利用者の同意のない写真撮影・録画・録音、プライベート情報の詮索
- ・中傷、SNS等インターネット上での誹謗中傷
- ・従業員と利用者の個人的な連絡先（電話番号、メールアドレス、SNS アカウント等）の交換をすることは禁止しているところ、従業員に対し、連絡先を教えることを強要すること。
- ・長時間にわたり居座る、電話を切らせないなどの拘束や正当な理由なく提供するサービスの範囲を超える内容を要求すること（同一内容の執拗な電話等）
- ・合理性のない謝罪・賠償の要求
- ・勤務時間外の業務に関する連絡や面会の強要
その他施設の健全な運営を妨げ、従業員の安全な職場環境を脅かす一切の行為
- ・上記のような言動が確認された場合、当施設はサービスの提供を一時的に停止したり状況によっては警察へ通報したりする場合がございます。また、これらの言動が是正

されず、信頼関係の維持が困難であると判断した場合は、契約書第17条に基づき、契約を解除させていただくことがあります。

○入居に当たり、以下の物は原則として持ち込むことが出来ません。

・大型家具 ・ペット ・危険物

*持ち込み物に関しては、居室のスペースや介護に支障のない範囲内をお願いいたします。電気使用量が多い電化製品については、事前にご相談下さい。

○施設や従業員個人への贈り物（お菓子類、金品等）は、理由の如何を問わず固くお断りしております。

○従業員と利用者の個人的な連絡先（電話番号、メールアドレス、SNS アカウント等）の交換をすることは禁止しております。

(4) 飲酒・喫煙

○飲酒及び喫煙は、ご遠慮いただきます。

(5) 貴重品・現金等の管理

原則として貴重品・現金の持ち込みは、ご遠慮願います。やむを得ない事由がある場合は、事務所でお預かりします。（預り書を発行します。）お預かりした貴重品、現金以外の紛失責任については、負いかねます。

(6) 動物飼育

当施設内へのペットの持ち込みは、ご遠慮願います。

(7) サービス利用中の医療の提供について

○通院及び入院の際は、基本的に家族対応となります。

○医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。また、訪問診療もご紹介いたします。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	中通総合病院
所在地	秋田市南通みその町 3-15
診療科	全科
医療機関の名称	市立秋田総合病院
所在地	秋田県秋田市川元松丘町 4- 3 0
診療科	全科
医療機関の名称	熊谷内科医院
所在地	秋田県秋田市中通 5 丁目 5- 8
診療科	内科

9. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、利用者の自己責任による事故の場合は、責任を負いかねます。

10. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、サービス利用料金の支払いが、再三の催告にもかかわらず支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

1 1. 緊急時・事故発生時の対応

サービス提供期間中に、利用者の体調や病状が急変した場合やその他緊急に必要な場合には、家族や主治医、協力病院へ速やかに連絡を行います。

また、万一事故が発生した場合には、家族、市町村等に対して連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、再発を防ぐために対策を講じることとします。

1 2. 身元保証人

(1) 契約締結にあたり、身元保証人をお願いすることになります。しかしながら、利用者において、社会通念上、身元保証人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入居契約締結にあたって、身元保証人の必要はありません。

なお、身元保証人がいらっしゃらない場合は、ご逝去後の手続き（死後事務）や医療同意に関する意思決定に備え、任意後見契約や死後事務委任契約等の活用、または行政の提供するサービスについて、入居時にご相談させていただく場合がございます。

(2) 身元保証人には、これまで最も身近にいて、利用者のお世話をされてきたご家族やご親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

(3) 身元保証人は、利用者の利用料等の経済的な債務については、利用者と連帯して、その債務の履行義務を負うこととなります。身元保証人の負担限度額は、2、000、000円とします。また、こればかりではなく、利用者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には当施設と協力、連携して退所後の利用者の受入先を確保する等の責任を負うこととなります。

(4) 利用者が入居中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（居室内に残置する日常生活品や身の回り品等であり、又高価品は除外します。）の引き取り等の処理についても、身元保証人がその責任で行う必要があります。貴重品として、施設が預かっている物、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価品等は残置品には含まれず、相続手続に従って、その処理を行うこととなります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入居契約が終了した後、当施設に残された利用者の残置品を利用者自身が引き取れない場合には、身元保証人にこれを引き取って頂く場合があります。これらの引取り等の処理にかかる費用については、利用者または身元保証人にご負担いただくこととなります。

(5) 身元保証人が死亡や破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元保証人を立てていただくために、利用者にご協力をお願いする場合があります。

(6) 身元保証人には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等については、必ずその都度ご通知させていただきます。

1 3. 安全対策

(1) 非常時の対応

別に定める「特別養護老人ホーム中通アネックス消防計画」により対応いたします。

